

## 小規模保育事業所（アップル保育園久代）での 児童虐待事案に伴う行政指導（改善勧告）について

### 【事案の概要】

市内小規模保育事業所のアップル保育園久代において、令和5年9月7日に実施した児童福祉法第34条の17の規定に基づく特別指導監査及び子ども・子育て支援法第50条の規定に基づく指導監査の結果、特定の児童に対する虐待事案が確認されました。そのため、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準等に抵触しているとして、児童福祉法第34条の17第3項及び子ども・子育て支援法第51条の規定に基づき、令和5年9月15日付で運営法人である株式会社KEGキャリア・アカデミーに対し、行政指導（改善勧告）を行いました。

### 【主な不適切な保育（虐待）の内容】

施設内で園長から以下の行為が特定の児童に行われていました。

- ・児童に対して大声で叱責し、謝罪を強く求める行為
- ・児童を保育室外の廊下に長時間放置する行為
- ・児童をトイレの便座に10分程度座らせ、放置する行為

### 【行政指導（改善勧告）の内容】

- ・被害を受けた児童の安全確保と家庭への説明・ケア等
- ・適切な保育提供体制の構築
- ・在園児童の保護者への説明会等の実施
- ・今回の事案を含む不適切な保育の有無についての調査及び原因の検証
- ・再発防止に向けた取組の実施

### 【今後の市の対応】

（アップル保育園久代への対応）

- ・市から弁護士資格の職員を教育委員会に派遣（併任辞令）し、弁護士資格の職員を含む調査チームで引き続き対応を行う
- ・具体的な改善策が示されるまでは、市が保育士を派遣し安全な保育を担保する
- ・市の保育士派遣終了後も定期的に園を訪問し、職員から聞き取りを行うなど保育状況を確認する

（保育教育施設全体への対応）

- ・虐待等の防止及び発生時の対応などについて注意喚起を行う
- ・通報窓口の見える化を図り、保育教育施設へ周知する
- ・通報等への対応について、弁護士資格の職員を含む調査チームで対応を行う